

随意契約理由書

| | |
|---|---------------------------------|
| 件名 | 神戸空港地震観測システム構成機器購入 |
| 契約の相手方 | 株式会社 勝島製作所 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>本件は、神戸空港に設置されている地震観測システムの構成機器の購入を行うものである。</p> <p>神戸空港に設置されている地震観測システムは地震の波形及び加速度等のデータの観測及び解析を行っており、それらのデータを通信装置を介し、独立行政法人港湾空港技術研究所に送信している。送信したデータは、地震研究及び記録等に使用されており、高い正確性と信頼性が必要である。</p> <p>本システムは2005年に株式会社勝島製作所が製作・納入を行ったもので、特殊な機器によって構成されている。そのため、他社製機器では一部再使用する既設機器との整合性をとることができない。</p> <p>また、システム全体の試験調整にあたっては、製作者しか知り得ない専門的技術・知識を要するため、他の業者では実施不可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者と随意契約を締結する。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 港湾局 工務課 設備係 上原 (電話番号 595-6320) |